

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 くしろ・わっと と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道釧路市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、釧路地域の市民活動に興味のある人に対して、自分らしく、手を取り合い、夢を語り合い、生きていくことができるよう、また活(かつ)として前へ進む市民社会を作ることができるように、「ひと」「まち」「こえ」をつなぎ、新たな地域文化を創造(つく)るまちづくりを行っていくために市民活動を応援し、つなぎ、育てるための支援をすることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 特定非営利活動促進法(以下「法」とする)の別表の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に関わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 市民活動支援事業
 - (2) 前号の事業に付帯する事業
2. この法人は、事業の円滑な遂行に資するため、次の特定非営利活動に係らない事業を行なう。
- (1) 物品販売事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する団体または個人で総会における議決権を有するもの。ただし、同一の個人が複数の団体の代表権を行使することはできない
- (2) 賛助会員 この法人の活動に賛助する個人および団体で、この法人の活動に自由に参加し、意見を述べ、情報を得ることができる

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出し理事会の承認を得なければならない。理事会は入会を拒否する正当な理由がない限り入会を承認するものとする。

2. 理事会は、前項のものの入会を認めないとき、その理由を付記して入会申込者に通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において定める年会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理事長が定める退会届を理事に提出し、任意に退会することができる。

2. 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決を経て退会したものとみなすことができる。
 - (1) 死亡または失踪宣告を受けたとき
 - (2) 当該団体が消滅したとき
 - (3) 会費を1年以上滞納し、理事会において支払い意思がないと認定したとき
 - (4) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、当該会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会に出席した3分の2以上の議決を経て当該会員を除名することができる。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

(2) この法人の定款等に違反したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費、及びその他の抛出金品は、返還しない。ただし、会費納入後に理事会において、返納が認められた場合は、会費を返納することができる。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2. 理事の中に、次の役職を置く。

(1) 理事長 1名

(2) 副理事長 2名以内

(選任等)

第13条 理事及び監事は、正会員の中から総会の議決により選任する。ただし、理事の3分の1を超えない範囲で正会員以外から選任することができる。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときには、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、および総会または理事会の議決に基づいてこの法人の業務を執行する。
4. 監事は次にあげる職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 理事の業務執行またはこの法人の財産の状況について、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、総会および所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、当該役員にあらかじめ弁明の機会を与えた上で、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬)

第 18 条 役員は無報酬とする。ただし、役員総数の 3 分の 1 以下の範囲で、予算の範囲内において理事会の決議により、報酬を受けることができる。

2 . 役員には業務遂行に要した費用を弁償することができる。

(事務局および職員)

第 19 条 この法人に事務を処理する為に事務局を設け、事務局長をおき、必要ならば職員をおくことができる。

2 . 事務局長は理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は、理事長が任免する。

3 . 事務局長は理事を兼任する

4 . 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条

総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 2 2 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任および解任、職務
- (7) 会費の額
- (8) その他法人運営に関する重要な事項

(開催)

第 2 3 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 . 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を掲載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 1 4 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第 2 4 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 . 理事長は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 3 0 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 . 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 2 5 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 2 6 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 . 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 . やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決するか、またはほかの正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 . 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項および第 47 条の適用については総会に出席したものとする。
- 4 . 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数および出席者数 (書面表決者または表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 . 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名または記名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 3 1 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業年度途中における事業計画及び収支予算の補正に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 3 2 条 理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の過半数から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 1 4 条第 4 項第 5 号の規定により、監事からの招集の請求があったとき

(招集)

第 3 3 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 . 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 3 0 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 . 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第 3 4 条 理事会は理事の総数のうち過半数の出席を持って成立とする。

(議長)

第 3 5 条 理事会の議長は、理事長が選任する。

(議決)

第 3 6 条 理事会における議決事項は、第 3 3 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 . 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは理事長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 . やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決するか、または他の理事を代理人として表決することができる。
- 3 . 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 . 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面表決者又は表決委任者はその旨を付記)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 . 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第 7 章 評議員会および専門部会

(評議員会および専門部会)

第 39 条 この法人は評議員会および専門部会をおくことができる。

- (1) 評議員会の組織と運営に関しては、理事会の議決によりこれを別に定める。
- (2) 必要に応じて、専門部会を理事会の承認を経て置くことができる。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立のときの財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動法人に係る事行に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 正規の簿記の原則
- (2) 真実性、明瞭性の原則
- (3) 継続性の原則

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動法人に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画および予算)

第45条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、事務局が作成し総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 4 6 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長が理事会の議決を経て前事業年度の予算に準じ予算成立の日まで収入支出をすることができる。

2 . 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

第 4 7 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 . 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 4 8 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 9 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 4 9 条 この定款の変更は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 2 5 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所および従たる事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わないもの)

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法

(解散)

第 5 0 条 この法人を解散するときは、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の議決

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

- 2 . 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。
- 3 . 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第 5 1 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 1 0 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 2 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページに掲載して行います。

第 1 1 章 雑則

(委任)

第 5 3 条 この定款の実施について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附則

- 1 . この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 . この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事	秋山 忠孝
理事	大島 静代
理事	工藤 洋文
理事	佐藤 真紀
理事	清水 信彦
理事	下山 泰史
理事	新谷 祥子
理事	田中 正

理事	波多野 耕
理事	廣島 悠作
監事	今井 俊則
監事	瀧川 喜三

- 3 . この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 4 4 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 . この法人の設立当初の事業年度は、第 4 6 条の規定にかかわらず、成立の日から 2 0 0 6 年 3 月 3 1 日までとする。
- 5 . この法人の設立当初の役員の任期は、第 1 5 条の規定に関わらず成立の日から 2 0 0 6 年 3 月 3 1 日までとする。
- 6 . この法人の設立当初の会費は、正会員は 3 0 0 0 円、賛助会員は一口 1 0 0 0 円とする。
- 7 . この定款は平成 2 0 年 5 月 1 8 日に一部改定し、平成 2 0 年 9 月 2 4 日に施行する。

上記は現行の定款である。

釧路市城山一丁目十番二号

理事 小林 友幸 印